

国内有価証券单元未満株取引約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様と楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間における国内有価証券单元未満株取引（以下「本サービス」といいます。）の内容に関する事項を明確にすることを目的とするものです。

(契約締結に際しての注意事項)

第2条 本サービスのご利用に際しては、本約款のほか、当社所定の方法によるお申込みが別途必要となる場合があります。本サービスのご利用の際に併せてお客様が希望される取引及びサービスの種類、内容によって、当該取引及びサービスにかかる約款、取扱規定、説明書又は当社ウェブサイト（以下「約款等」といいます。）の記載において別途定めがある場合は、本サービスにかかる約款等よりも当該取引及びサービスにかかる約款等の定めが優先されるものとし、お客様のお申込みに対して当社が承諾した場合に限り、お取引又はサービスのご利用が可能となります。

2 前項のほか、当社は、お客様に対し、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）の規定に基づき、上場有価証券等書面又は契約締結前交付書面をお客様に交付いたします。お客様は、上場有価証券等書面又は契約締結前交付書面の内容を十分に理解したうえで、取引を行うものとします。

(法令などの遵守)

第3条 お客様及び当社は、金商法その他関係法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則等を遵守するものとします。

2 お客様は、本約款及び関係約款等に定めるサービスの内容を十分に理解したことを確認し、同意した上で、自らの責任と判断に基づき、自らの資金により自らのために取引を行うものとします。当社が別途認めた場合を除き、第三者の代理人としての取引は認められません。

(本サービスの内容)

第4条 本サービスでは、お客様の单元未満株（ETF等を含む）の注文に対し、当社が相手方となって取引（以下「相対取引」といいます。）を成立させます。本サービスには、東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の寄付き価格を基準とした取引（以下「東証寄付き価格基準取引」といいます。）と、東証の取引時間中における気配値を基準とした取引（以下「東証取引時間中価格基準取引」といいます。）があります。

(取扱銘柄)

第5条 本サービスの対象となる銘柄は、当社が定める銘柄とします。

2 金融商品取引所等の売買規制又は当社の判断により、前項に掲げる銘柄は、お客様へ通知することなく変更されることがあります。当社の判断により変更した場合でも、当社はその理由を開示する義務を負わないものとします。

3 東証寄付き価格基準取引と東証取引時間中価格基準取引とで取り扱う銘柄が異なる場合があります。

- 4 銘柄の新規追加、取扱い廃止は不定期に行います。取扱いを廃止した銘柄で単元未満株を保有されているお客様が売却を希望される場合は、当社で買取請求のお手続きをしていただくか、又は当該銘柄の単元未満株を売却できる証券会社へ移管していただくことができます。取扱いを廃止した銘柄で単元未満のETF等を保有されているお客様が売却を希望される場合は、当該銘柄の単元未満のETFを売却できる証券会社へ移管していただくことができます。

(取引単位)

第6条 取引単位は単元未満株につき、1株若しくは1単位又はその整数倍に限ります。

(取引時間)

第7条 本サービスによる各取引の取引時間は以下の通りとなります。

- 1 東証寄付き価格基準取引 前場寄付き時（なお、東証において、9時30分までに寄付き価格のない銘柄の注文は失効します。）
- 2 東証取引時間中価格基準取引 当日9時から11時30分及び12時30分から15時25分

(注文時間)

第8条 本サービスによる各取引の注文時間は以下の通りとなります。

- 1 東証寄付き価格基準取引 取引当日の前営業日17時から当日8時45分
- 2 東証取引時間中価格基準取引 当日9時から11時30分及び12時30分から15時25分（取引時間と同じ）

(注文内容の明示)

第9条 本サービスを利用して注文を行う際、お客様は、以下の項目を明示のうえ注文を行うものとします。

- 1 リアルタイム（東証取引時間中価格基準取引）又は寄付き（東証寄付き価格基準取引）の別
- 2 銘柄
- 3 売付又は買付の別
- 4 数量（単元未満で1株若しくは1単位又はその整数倍）
- 5 注文価格（寄付きは、成行のみとし、リアルタイムは、成行、指値注文です。）
- 6 注文の有効期限（当日限りとし、期間指定はできません）
- 7 一般口座、特定口座又はNISA口座の別

(注文の訂正・取消)

第10条 本サービスによる各取引につき、注文の訂正・取消は以下の通りとなります。

- 1 東証寄付き価格基準取引 当日8時45分まで注文の取消のみ可能です。
- 2 東証取引時間中価格基準取引 成行注文の訂正・取消はできません。指値注文は価格の訂正と注文の取消が可能です。

(約定)

第11条 約定価格は、取引の種別に応じて次に掲げるとおりとします。

① 東証寄付き価格基準取引 東証の寄付き価格が約定価格です。ただし、東証の寄付き価格に1円未満がある場合、買い注文は切上げ、売り注文は切捨てします。

② 東証取引時間中価格基準取引

【成行注文】当社が受注した時の東証の売り気配値（買い注文の場合）又は買い気配値（売り注文の場合）を基準とし、これらの最良気配値に一定のスプレッドを加算（買い注文の場合）又は減算（売り注文の場合）したものが約定価格になります。ただし、スプレッドを加減算した価格に1円未満がある場合、買い注文は切上げ、売り注文は切捨てします。

【指値注文】指値はスプレッドを含んだ価格となります。買い注文の場合は、お客様から受注した価格又はそれ以下の価格で約定し、売り注文の場合は、お客様から受注した価格又はそれ以上の価格で約定いたします。

なお、本サービスは、お客様と当社との相対取引となるため、東証で同時刻に付けた市場価格とは必ずしも一致しません。スプレッドは、経済情勢の変動、その他事情の変化により、当社がこれを変更できるものとします。

2 次の各号のいずれかに該当した場合は、当社の判断で約定の訂正又は取消を行うことがあります。

(1) 一 約定価格が前項①で掲げた東証の寄付き価格から明白に乖離したと当社が認めた場合

二 約定価格が前項②の成行注文で掲げた当社が受注した時の東証の売り気配値（買い注文の場合）若しくは買い気配値（売り注文の場合）から算出される本来の約定価格から明白に乖離したと当社が認めた場合

三 指値注文における約定価格が約定した時の東証の売り気配値（買い注文の場合）若しくは買い気配値（売り注文の場合）から明白に乖離した約定価格であると当社が認めた場合

(2) システム障害が発生している際に約定した場合

(3) 約款等に違反して約定した場合

(4) その他当社が合理的理由に基づき必要と認める場合

3 市場の状況等により、取引が成立しない場合もあります。

(約定日、受渡日)

第12条 約定日は取引が成立した日とします。受渡日は約定日より起算して3営業日目の日とします。

(数量の範囲)

第13条 お客様が本サービスを利用して売付の取引注文を行える数量は、保護預り約款に基づきお客様が当社に寄託している数量(単位未満で1株若しくは1単位又はその整数倍に限る。)の範囲内とします。

2 お客様が本サービスを利用して買付の取引注文を行える数量は、お客様が当社に寄託している金銭の範囲内とします。

3 同一営業日に執行することとなる同一銘柄の取引注文を受け付ける回数は、別途当社が定める回数の範囲内とします。

(注文の受託)

第14条 お客様が本サービスを利用して行う取引注文については、お客様が注文内容を入力し、注文内容の確認をした後、その入力内容を当社が受信し、受け付けた時点をもって当社の受託とします。

2 当社は、お客様の注文の内容が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該注文の受託をしない場合や、事後に注文又は約定期間を取り消すことがあります。注文の受託をしないこと、事後に注文又は約定期間を取り消すことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

- ① お客様の取引注文が法令諸規則又は各約款等に定める事項のいずれかに反するとき
- ② お客様の取引注文が金融商品取引所等又は当社の売買規制に抵触するとき
- ③ お客様の取引注文が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断するとき

(注文の照会)

第15条 お客様が本サービスを利用して行った取引注文の内容は、当社のウェブサイトからアクセスできる本サービスに関するお客様のウェブ画面により照会することができます。

(取引手数料)

第16条 当社は、本サービスに関する対価として当社が定める方法により計算した取引手数料と当該取引手数料に課税される消費税の額を合算した額を、当該取引の受渡しのときにお客様の総合口座から申し受けます。

2 前項の取引手数料は、経済情勢の変動、その他事情の変化により、当社がこれを改定できるものとします。

(取引内容等の確認)

第17条 本サービスのご利用にかかる取引注文の内容について、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、お客様が本サービスご利用時に入力されたデータの記録内容をもって処理させていただきます。

(株式の権利・配当金等)

第18条 本サービスの対象となる単元未満株はお客様の名義となります。お客様の保有数に準じて、配当金や株式分割の割当てが発生します。なお、株式分割や株式併合等によって1株未満の端株が生じた場合は、金銭の交付になります。お客様の保有株数が単元株数に満たない場合は、議決権はありません。株主優待は、銘柄により必要株数等の条件が異なる場合があります。

(貸株サービス・代用有価証券について)

第19条 単元未満株の貸株サービス及び信用貸株サービスはご利用できません。代用有価証券として単元未満株を担保に供することは可能です。

(株式等の入出庫)

第20条 お客様の口座への株式等の入庫は、当社取扱銘柄でかつ保管振替機構を利用した他の証券会社からの口座振替又は当社が定める方法によるお客様本人名義の株式等の入庫に限るものとします。

2 お客様の口座からの株式等の出庫は、保管振替機構を利用した他の証券会社への口座振替に限るものとします。

雑則

(サービス内容の変更)

第21条 当社は、お客様に通知することなく、本サービスで提供するサービスの内容を変更（当社が配布したソフトウェアのバージョン変更を含みます。）、又は終了する場合があります。

(本サービス利用の制限等)

第22条 お客様が本サービスをご利用いただくことが不適當であると当社が判断した場合には、本サービスの全部又は一部のご利用をお断りする場合があります。

- 2 お客様が当社からの連絡に対して当社の定める期限までに応じなかった場合には、当社は、お客様による本サービスの全部又は一部の利用停止をすることができます。
- 3 当社は、お客様が本人確認書類、追加の本人確認書類又は確認資料の提出依頼に対し、当社が定める期限までに応じなかった場合、又は本人確認書類、追加の本人確認書類若しくは確認資料に虚偽の内容が含まれている場合には、当社は、お客様による本サービスの全部又は一部につき、ご利用を制限し又は停止することができます。
- 4 お客様の届出事項、お客様の取引内容、当社からの連絡に対するお客様の回答その他諸般の事情を考慮して、お客様の口座が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され又はそのおそれがあると当社が判断した場合には、当社は、お客様による本サービスの全部又は一部につき、ご利用を制限し又は停止することができます。
- 5 本サービスの利用に関して第三者による不正アクセス又はそのおそれがあると当社が判断した場合や情報流出・漏洩等又はそのおそれがあると当社が判断した場合（ログインIDやパスワードのほか本人認証に係る情報等が流出・漏洩した場合を含みますが、これに限りません。）には、当社は、お客様による本サービスの全部又は一部につき、ご利用を制限し又は停止することができます。
- 6 日本国籍を有しないお客様につき、当社に届け出られた在留期間の満了日を経過した場合には、当社は、お客様による本サービスの全部又は一部につき、ご利用を制限し又は停止する場合があります。
- 7 前各項のほか、当社は、お客様の取引状況、お客様からのお預り資産の状況又はその他の情報に照らし、お客様の本サービスの全部又は一部につき、ご利用を制限し又は停止する場合があります。

(免責事項)

第23条 当社は、次に掲げる事由により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。

- ① 通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害、瑕疵若しくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動等が生じた場合
- ② 本サービスで提供する情報の誤謬、停滞、省略及び中断により生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合
- ③ お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、お客様の認証コードの一致により当社が本人認証を行い注文の申込みを受け付け、当社が受託したうえで取引が行われた場合
- ④ お客様の認証コード又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合
- ⑤ お客様が入力された認証コードが一致しなかったために本人認証を行えず、取引が行えなかった場合
- ⑥ お客様が本約款、その他の当社との契約事項（取引ルール等の当社所定の事項を含みます。）に反した場合
- ⑦ 第11条第2項により当社の判断において約定の訂正又は取消を行った場合及び同条第3項により取引が成立しなかった場合
- ⑧ 第22条に基づき、当社がお客様に対し、本サービスの一部又は全部の利用拒否、利用の制限若しくは停止がされた場合
- ⑨ 天災地変、非常事態（戦争、クーデター、金融危機、市場の閉鎖等）、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により取引注文の執行、金銭若しくは有価証券の受渡、返還、寄託又はその他の事務手続き等が遅延し若しくは不能となった場合
- ⑩ お客様からの届出事項若しくはその変更についてお届けがないことにより、お客様の取引注文を受け付けず若しくは執行せず、又はお預かりした金銭若しくは有価証券を返還しなかった場合
- ⑪ やむを得ない事由により、当社が本サービスの中止を申し出た場合

(合意管轄)

第24条 お客様と当社との間の本約款に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(本約款の変更)

第25条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(2024年11月)